

## 地域振興委員長報告

### 第97回定例会6月定例会議

去る6月3日に開議されました本会議において、本委員会に付託されました議案について、11日に地域振興委員会を開催し審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

議第68号は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、請願第1号は全会一致で「趣旨採択」と決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

「請願第1号 主要農作物種子法の復活等をもとめる請願」について、「政府に廃止された主要農作物種子法の復活等を求める」と「県に種子条例の制定を求めること」の2点の請願事項がありました。

「県に種子条例の制定を求めること」については、島根県は、種子法廃止後も県内の農業者に優良な種子が安定的に供給されるよう既に要綱要領を制定されていることから、事業実施の体制は確保されており、それを今後も担保するためには、条例化を進めるより国の予算措置が継続されていくことが重要であるとの意見がありました。

「政府に廃止された主要農作物種子法の復活等を求める」ことについては、先ほどの県の事業継続を担保するために国の予算措置が必要であるという観点から、法の廃止により予算措置の根拠を失ったことが問題であり、何かしらの代替措置が必要であるとの意見がありました。

種子法に定められていた県の役割を今後も継続して担ってもらう必要がある、そのために根拠を持った国の支援、特に財政面での支援が必要であるという委員会の意見は、請願の趣旨と方向性を違えるものではないことから、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、地域振興委員長報告といたします。